

別海町農業委員会議事録

(令和6年8月30日)

○開催日時 令和6年8月30日(金)
午前10時00分から午前10時45分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法） |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 別海町農用地利用集積計画の取下げについて |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第18条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 11 | 議案第 6 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（25名）

会長 27番 信夫重勝
会長代理 26番 加藤真純

1番	羽石健一	2番	加藤	藤森	祐介	介治
3番	芳賀均	5番	石押	森田	裕賢	二誠
6番	石毛剛	7番	押木	田幡		
8番	山田良	9番	木竹	花山	智子	誠子
10番	佐々木	11番	竹島	山田	友浩	子義
12番	猿谷忠	13番	藤及	川藤	哲春	夫雄
14番	市川昌	15番	齊伊	岡		
16番	石田昌	17番				
18番	小島敏	19番				
20番	岸本正	21番				
22番	豊島千	24番				
25番	大内敏					

○欠席委員（2名）

4番 阿部浩 23番 目黒英夫

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川畑智明
総務担当	主幹	成瀬広子
農地調整担当	主幹	大山晋作
農地調整担当	主任	川原浩貴
農地調整担当	主事	後藤良介

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

2番 加藤祐介 3番 芳賀均

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席 2 番 加 藤 祐 介

議席 3 番 芳 賀 均

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告5件、議案6件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第15回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は25名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては、4番阿部委員、23番目黒委員の2名です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第19条の規定により議長において指名いたします。2番加藤委員、3番芳賀委員。以上2名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第1 報告第1号

○議長（信夫会長）

日程第1 報告第1号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第1号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第16条の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で5件ございます。1号から5号まで農地所有者から所有権移転に係るあっせんの申出があり、地域における農地の保有状況、利用状況、更には将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いました。双方の合意が得られず不成立となったものであります。今後の取り扱いについては後の議案第2号で提案し御審議いただく予定です。

それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益

財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、
■■■■■ - ■■■■ 外 ■■■■ 筆、計 ■■■■ m²。農地の所有者、
■■■■■ 番地の ■■■■、■■■■■。あっせん委員、山田委員外 8 名。あっせん結
果、不成立。

次号から第 5 号までのあっせん候補者、あっせん委員につきましては同文
ですので朗読を省略いたします。

第 2 号、あっせん対象地、■■■■■ - ■■■■ 外 ■■■■ 筆、計 ■■■■
■■■■■ m²。農地の所有者、■■■■■ 番地の ■■■■、■■■■■。あっせ
ん結果、不成立。

第 3 号、あっせん対象地、■■■■■ - ■■■■ 外 ■■■■ 筆、計 ■■■■
■■■■■ m²。農地の所有者、■■■■■ 番地の ■■■■、■■■■■。あっせん結果、
不成立。

第 4 号、あっせん対象地、■■■■■ - ■■■■ 外 ■■■■ 筆、計 ■■■■
■■■■■ m²。農地の所有者、■■■■■ 番地の ■■■■、■■■■■。あっせん結果、不
成立。

第 5 号、あっせん対象地、■■■■■ - ■■■■ 外 ■■■■ 筆、計 ■■■■
■■■■■ m²。農地の所有者、■■■■■ 番地、■■■■■。あっせん結果、不成
立。

以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第 1 号の事務局説明が終わりました。1 号から 5 号につきまして、全
て不成立案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第 1 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問
ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第 1 号を承認することに御異議ございませ
んか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第 1 号を原案のとおり承認することに
決定します。

◎日程第 2 報告第 2 号

○議長（信夫会長）

日程第 2 報告第 2 号「農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業
完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第2号、農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第4条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和5年度及び令和6年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和6年8月6日に現地調査を行ったものです。内容につきましては、申請時における計画どおりですので、事業完了年月日のみ朗読させていただきます。

第1号、事業完了年月日、令和6年7月31日。

第2号、事業完了年月日、令和6年7月31日。

第3号、事業完了年月日、令和6年8月6日。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては永久転用の完了届の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。なお第3号につきましては■■■■番■■■■委員に関する案件ですので、議事参与制限とさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

8番山田委員。

○8番 山田委員

第3号について許可年月日と事業計画期間がすべて同じ日になっているのですが、これはどういったことですか。

○事務局（大山主幹）

特に何かを作ったというわけではなくて、その土地をそのままロール置き場に転用したということですので、事業を行ったというよりかはその土地を使ったということになります。

○議長（信夫会長）

そのほか、何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第3号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和6年6月14日開催の第13回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります7月25日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第4号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和5年度に農地転用許可を行った案件につきまして令和6年8月20日に現地調査を行ったものです。報告内容につきましては申請時における計画どおりですので、申請者、土地所有者、計画高、出来高、事業完了年月日を朗読させていただきます。

第1号、申請者、[]番地の[]、[]、[]。土地所有者、[]番地の[]、[]。砂計画高3, 881 m³に対し出来高120 m³。事業完了年月日、令和6年8月10日。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきまして6番石毛委員お願いいたします。

○6番 石毛委員

はい、8月20日に及川委員、藤田委員、事務局とで現地を見てまいりました。しっかりと整備され、良好であると見てまいりましたのでよろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

報告第4号の委員説明が終わりました。ここで、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（信夫会長）

日程第5 報告第5号「別海町農用地利用集積計画の取下げについて」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

報告第5号、別海町農用地利用集積計画の取下げについて。令和6年6月17日付別海町告示第169号により公告のあった別海町農用地利用集積計画について、次のとおり取下げの申出があり受理したので報告する。本件は6月14日開催の第13回総会で議決された案件のうち1件について、所有権の移転を受ける者、所有権の移転をする者、両名から取下げの申出があり受理しておりますので報告いたします。

取下げの申出者、（1）■■■■番地の■■、■■■■、（2）札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長小田原輝和。取下げの申出を受けた日、令和6年8月5日。取り下げる農用地利用集積計画の議決日、議案番号及び計画内容、議決日、令和6年6月14日。議案番号、第13回総会議案第5号。計画内容、所有権の移転を受ける者、所有権の移転をする者については取下げの申出者と同文です。所有権の移転をする土地、■■■■ー■■外■■筆、計■■■■m²。所有権の移転内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和6年6月17日。対価、■■■■円。対価の支払方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和6年9月27日。引渡しの日、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。取下げの経緯につきまして、第13回総会で北海道農業公社が■■■さんへ売り渡す内容の農用地利用集積計画を決定し町による公告もされたところですが、■■■さんの経営状況が悪化しており、本計画に係る農地取得資金の調達が困難になったことから、本計画を取り下げることとなりました。当該農地の今後につきましては、北海道農業公社、■■■■■■■■■■と協議を行った結果、■■■■■■■■■■が代わりに売渡しを受ける内容の計画書を作成する運びとなっております。後の議案第5号で■■■■■■■■■■への売渡し計画について御審議いただく予定となっております。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては取下げの報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第6 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項に規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。本案は2件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]㎡。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。合意解約成立の日、令和6年7月1日。土地の引渡しの時期、令和6年7月1日。

第2号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]㎡。利用権の種類、同上。契約期間、令和6年2月29日から令和11年2月28日まで。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり北海道知事の許可を要しないことに決定します。

◎日程第7 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第7 議案第2号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第2号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法附則第3条第1項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第2項の規定により当会は別海町長に対し同項の規定による通知をするよう要請する。

本案は5件ございます。先の報告第1号で不成立となった案件の農地所有者からあっせんの申出があったものであります。第1号から第5号までは同様の内容となっておりますので一括で御説明いたします。1あっせんの申出者及び農用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきまして報告第1号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和6年8月16日。2農地中間管理機構を含めた調整の経過、あっせん会議を開催し利用調整を図ったところ、農用地の価格について農用地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。3当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第8 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第8 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、譲渡人、[]番地の[]、[]。譲受人、[]番地、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]一[]外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は宅地、山林、公衆用道路、計[] m^2 を含めて計[]円で、宅地等を含めた1ヘクタール当たりの単価は約[]円となっております。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]一[]外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。賃借期間、令和6年9月29日から40年間。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地[]、[]番地[]。許可を受けようとする土地の表示、[]一[]外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。賃借期間、許可日から5年間。賃借価格は[]円で、1ヘクタール当たりの単価は約[]円となっております。

第4号、申請人の住所氏名、譲渡人、[]番地、[]。譲受人、[]番地[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]- []、計[]m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため贈与するものである。譲受人は、経営規模拡大のため贈与を受けるものである。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号及び4号につきましては6番石毛委員、2号及び3号につきましては17番及川委員にお願いします。

それでは1号につきましては、6番石毛委員お願いいたします。

○6番 石毛委員

はい、説明いたします。この[]さんの土地ですけれども、以前に[]と売買されている土地がありまして、そこに[]も施設を建設して使っております。今回、宅地、施設地を除いた残りを[]に売買をする案件です、よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号及び3号につきましては17番及川委員お願いします。

○17番 及川委員

はい、説明します。2号の[]さんですが、親子間での使用貸借の再設定案件ですので、よろしく申し上げます。3号の[]さんと[]さんの案件ですが、[]さんが病気になって搾乳を中止したことから賃貸借することになった案件です。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、4号につきましては6番石毛委員お願いします。

○6番 石毛委員

はい、この土地は[]さんの土地で保有合理化事業で北海道農業公社の買上げとならなかった土地を新規就農の[]さんへ贈与する案件です。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号につきましては委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、■■■■■一■、計■■■■■ m^2 。契約内容、賃貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、計■■■■■ m^3 。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、■■■■■■■■■■番地の■■■■■、■■■■■■■■■■。転用者氏名、■■■■■■■■■■番地の■■■■■、■■■■■■■■■■。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきまして6番石毛委員お願いいたします。

○6番 石毛委員

はい、先ほど報告第4号で完了報告をした土地なのですが、引き続き砂の採取をするということで、問題ないと見てまいりました。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。それでは議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

第1号、所在、[]-[]、面積計[]m²。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

第2号、所在、[]-[]外[]筆、面積計[]m²。利用状況、宅地。所有者、[]番地の[]、[]。

第3号、所在、[]-[]、面積計[]m²。利用状況、雑種地。所有者、[]番地[]、[]。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては15番藤田委員、2号及び3号につきましては6番石毛委員をお願いいたします。

それでは、1号につきましては15番藤田委員お願いいたします。

○15番 藤田委員

はい、御説明します。8月20日に及川委員、石毛委員、事務局とで現地調査をしてきました。現場は堆肥舎と給餌場があり、北海道農業公社の合理化事業に乗れないため雑種地と見てまいりましたのでよろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号及び3号につきましては6番石毛委員お願ひします。

○6番 石毛委員

はい、同じく20日に見てまいりました。[]さんの土地ですけれども住宅と牛舎と堆肥舎、それからD型倉庫に囲まれた土地ですので、問題ないと見てまいりました。次に[]さんなのですけれども、息子さんの奥さんが本別の土地に住んでおられて、その住宅の前の看板等がある庭に近いような土地なのですが、そこを雑種地として見てまいりました。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第6号の委員説明が終わりました。ここで議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませぬか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第15回総会を閉会します。